
中国国内主要港・地域外資系企業優遇政策
紹介

2010

日本貿易振興機構大連事務所

2010年3月

目 次

第一章 全国主要港地区外資系企業優遇政策紹介	6
1.1 上海港	7
1.1.1 外高橋保税物流園區主要優遇政策	7
I. 税関監視管理政策	7
II. 財政補助政策	7
III. 税務管理政策	7
IV. 外貨管理政策	8
1.1.2 金橋輸出加工区主要優遇政策	8
I. 輸入関税政策	8
II. 輸出税還付政策	8
III. 原材料保税政策	9
IV. 技術研究開発政策	9
1.2 深圳港	11
1.2.1 市レベル主要優遇政策	11
1.2.2 宝安ハイテクパーク投資優遇政策	11
1.2.3 深圳輸出加工区主要優遇政策	12
I. 税收政策	12
II. 検査検疫政策	12
III. 外貨管理政策	13
1.3 青島港	13
1.3.1 市レベル主要優遇政策	13
1.3.2 青島国家ハイテク産業開発区主要優遇政策	16
I. 補助金支持政策	16
II. 基金援助政策	16
1.3.3 青島保税区主要優遇政策	17
I. 輸出入貿易政策	17
II. 輸出加工政策	18
III. サービス貿易政策	18
IV. 外貨管理政策	18

V. その他奨励政策.....	19
1.3.4 青島西海岸輸出加工区主要優遇政策.....	19
I. 税収政策.....	19
II. 監視管理政策.....	20
1.4 寧波港.....	21
1.4.1 市レベル主要優遇政策.....	21
I. 再投資税金還付政策.....	21
II. 予備所得税政策.....	21
1.4.2 寧波江北工業区主要投資優遇政策.....	22
I. 土地優遇.....	22
II. 税収優遇.....	22
III. その他優遇政策.....	22
1.5 広州港.....	25
I. 税収政策.....	25
II. 中小企業への援助政策.....	27
III. 外資企業本部設立政策.....	28
1.6 天津港.....	30
1.6.1 天津経済技術開発区主要優遇政策.....	30
I. 資本誘致への援助政策.....	30
II. 経営への援助政策.....	31
1.6.2 天津保税區主要優遇政策.....	32
1.6.3 天津寧河経済開発区主要優遇政策.....	33
I. 資本誘致への援助政策.....	33
II. 土地使用政策.....	33
III. 重点的なプロジェクトへの援助政策.....	34
1.7 大連港.....	34
1.7.1 市レベル主要優遇政策.....	34
I. 財政税収政策.....	34
II. 国有企業改革政策.....	36
III. サービス貿易政策.....	37
IV. 優位性産業政策.....	39
V. 金融人材政策.....	39

1.7.2 大連保稅区主要優遇区政策	40
I. 關稅政策	40
II. 企業經營政策	40
III. 加工貿易政策	41
IV. 外貨為替政策	41
V. その他政策	41
1.7.3 大連創業パーク主要優遇政策	42
II. 關稅政策	42
III. 賃貸政策	43
IV. 人材政策	43
1.7.4 大連輸出加工区主要優遇政策	43
I. 稅收政策	43
II. 關稅政策	43
III. 加工貿易政策	44
第二章 遼寧省主要港区域外資企業優遇政策紹介	45
2.1 營口港	45
2.1.1 市レベル主要優遇政策	45
2.1.2 遼寧（營口）沿海産業基地主要優遇政策	47
I. 稅收政策	47
II. 財政金融政策	48
III. その他政策	49
2.1.3 營口高新技術開發区主要優遇政策	49
I. 投資政策	49
II. 基金政策	50
III. 孵化器（創業補助施設）政策	50
2.2 丹東港	50
2.2.1 市レベル主要優遇政策	50
2.2.2 丹東臨港産業園区主要優遇政策	51
2.3 盤錦港	52
2.3.1 市レベル主要優遇政策	52
2.3.2 盤錦經濟開發区主要優遇政策	53
I. 土地政策	53

II. 補助政策.....	53
2.4 錦州港.....	54
2.4.1 市レベル主要優遇政策	54
I. 土地政策.....	54
II. 財政政策.....	54
III. 徴収政策.....	55
IV. 奨励政策.....	55
2.4.2 錦州経済技術開発区主要優遇政策	55
I. 土地政策.....	55
II. 税収政策.....	55
2.5 葫芦島港.....	56
2.5.1 市レベル主要優遇政策	56
I. 投資プロジェクト用地政策.....	56
II. 新設企業への税収政策.....	57
III. 行政管理徴収政策.....	57
2.5.2 葫芦島ハイテク産業開発区優遇政策	58
I. 税収政策.....	58
II. 土地政策.....	59

第一章

全国主要港地区外資系企業優遇政策紹介

今回調査した各開発区、保税区の外資企業に対する企業所得税の徴収に関する優遇政策について

2008年1月1日から「中華人民共和国企業所得税法」と「中華人民共和国企業所得税実施条例」が正式に施行された。新しい税法では、内資、外資の企業所得税率を25%に統一している。国務院は2007年12月26日に「国務院企業所得税に対し過渡的な優遇政策を実施することに関する通知」を公布し、下記のように規定している。

1. 2007年3月16日以前に工商等登記管理機関で登録、設立した企業は新税法実行後の5年以内に、段階を分けて法定税率へ変更する。企業所得税が15%である企業は、2008年は18%、2009年は20%、2010年は22%、2011年は24%、2012年は25%で実行する。税率が24%の企業は、2008年から25%の税率とする。
2. 「二免三減」（利益が出始めてから2年間は所得税全額免除、3年目から5年目は半額免除）、「五免五減」（利益が出始めてから5年は所得税全額免除、その次の5年は半額免除）など企業所得税の定期的減免優遇政策を享受していた企業は新税法実行後、引き続き期限満了時まで、従来の税法法律、関連法規、関連公文規定の優遇方法と年限通りにその優遇政策を享受することができる。但し、利益未獲得によって税法の優遇政策をまだ享受していない企業は、その優遇政策の期限は2008年から計算する。

同時に国務院は「経済特区及び上海浦東新区に新設のハイテク企業の税法過渡優遇政策実施に関する通知」を公布した。国務院は、法律に基づき設置されている対外経済協力及び技術交流を発展させる特定地区、並びに国務院がすでに上記地区の特別政策を執行するように決めた地区に新設される、国が重点的にサポートする必要のあるハイテク企業については、以下の通り過渡的な税法優遇政策を実行する。

1. 経済特区（深圳、珠海、汕頭、廈門及び海南経済特区）及び上海浦東新区内においては、2008年1月1日以降（1月1日を含む）に登録登記が完了する、国が重点的にサポートする必要のあるハイテク企業に対し、経済特区及び上海浦東新区で得た所得は、初めて生産経営収入を得た納税年度から起算して1年目及び2年目は企業所得税を免除し、3年目から5年目までは、25%の法定税率を半減して企業所得税を徴収する。

-
2. 経済特区及び上海浦東新区内に新設のハイテク企業が、同時に経済特区及び上海浦東新区以外の地域で生産経営活動をする場合、経済特区及び上海浦東新区で得た所得は別に計算しなければならず、かつ合理的に期間費用を割り当てなければならない。分けて計算しなかった場合、企業所得税の優遇は適用できない。

1.1 上海港

1.1.1 外高橋保税物流園区主要優遇政策

I. 税関監視管理政策

1. 物流園区内の倉庫・物流企業が輸入貨物の配分・調達をする必要がある場合、税関の許可を得てから、「担保に基づき、分配して園区から搬出し、集中して通関申告する」というプロセスで実施することができる。
2. 物流園区内では分類、選別、マーク付け、包装変更などの簡単作業が出来る。
3. 中継コンテナについては、保税物流園区で中の貨物を搬出、搬入することができ、中継コンテナ全体として搬出入するしかなかった状況を改善した。コンテナは保税物流園区における積載・保管期間の制限がなく、コンテナが園区で14日以内に通関申告しなければならない制限をなくした。
4. 園区が外高橋港区、洋山港区との間で海運直通式を取り、顧客が海運B/Lにて園区のヤードから貨物を引き取ることができる。

II. 財政補助政策

区内の倉庫、貿易会社は、2年以内の営業収入、利潤総額の新区の財政収入になった部分（納税部分）に対し、100%補助し、その後の年度からは半減して補助する。

III. 税務管理政策

1. 貨物が区内に搬入されると輸出と見なし、税関が発行する税金還付証明書にて税金を還付する。
2. 自社用基本物資、貯蔵設備、メンテナンス用部品、事務用品の税金を還付する。

IV. 外貨管理政策

1. 区内企業は自社所有外貨が対外送金額に足りない場合、外貨を購入することを許可する。
2. 区内企業に対し非貿易外貨購入をテストする。貨物の流れが資金の流れと一致しない外貨送金に対して、区外企業が関連証票を持って海外企業に送金することを許可する。

1.1.2 金橋輸出加工区主要優遇政策

I. 輸入関税政策

1. 1998年1月1日から、国が奨励する外資プロジェクトと国内投資プロジェクトにかかる輸入設備に対して、関税と輸入増値税を免除する。
2. 国家の関連規定に基づき、外資プロジェクトが「外商投資産業指導目録」中の奨励類、制限乙類に属する場合、投資総額内の自社用設備は「外商投資項目の免税しない輸入商品目録」の商品でない限り、輸入設備の関税と輸入増値税を免除できる。税関は上海市外資委員会が発行した「国家奨励発展の内外資項目確認書」に基づき、具体的な免税手続きを行う。製品を100%対外輸出するならば、その輸入設備に対して輸入設備関税と輸入増値税を免除できる。
3. すでに設立された奨励類と乙類の外資企業、外資研究開発センター、先進技術型と製品輸出型外資系企業の技術革新に対して、もとの許可生産経営範囲内では国内生産できない、また性能が劣る自用設備及び付帯技術、部品、スペアを輸入する場合、規定に基づき輸入設備関税と輸入増値税を免除できる。資金は投資総額以外の自前資金から(具体的には企業準備金、発展基金、減価償却と税引き後利潤を指す)でなければならない。
4. 外資が設立した研究開発センターは、投資総額内で生産のできない、また性能が劣る自社用設備及び付帯技術、部品、スペアを輸入する場合、輸入設備の関税と輸入増値税を免除できる。資金は投資総額内に制限する。

II. 輸出税還付政策

機械設備、電器・電子製品、輸送機具、計器メーターの4種類の電気機械製品の輸出税還付率は17%である。

III. 原材料保税政策

金橋開発区には保税倉庫と税関監管倉庫がある。投資企業はこの倉庫を利用して輸入原材料に対して保税することができる。

投資者は原材料を輸入する場合、一対一の輸出契約がある輸入原材料に対しては、全額保税することができ、全額保税の原材料で生産した製品は、すべて輸出すべきである。一対一の輸出契約がなく輸入する原材料に対しては、資材準備加工と見なし、税関は投資項目のFS調査報告書にある中国国内販売・海外輸出の比率に基づき、輸出する部分に対して保税でき、中国国内販売部分に対しては保税できず、税金を納付しなければならない。すでに税金を納付し、国内販売部分とされた原材料が成品に加工された後に輸出に変更されても、現時点では税関は税金を還付しない。

IV. 技術研究開発政策

1. 各種企業技術開発機関の設立は、直接工商行政管理部門で登録することができる。その経営範囲の中で、事前審査を必要とされる内容については「並列審査」を行う。外資系企業（海外留学人員を含む）が浦東で技術開発機関を設立することを奨励し、国が外商投資を奨励する産業政策に従って審査を行い、その経営内容が事前審査を必要とされない場合は工商部門へ直接登録すればよい。
2. ハイテク成果を無形資産として換算して投資する場合、金額は登録資本金の35%まで認められる。投資側は別途約定がある場合、その約定に従う。管理能力、技術特長又は特許成果を持っている個人は、人的資源及びその他の知的成果をもって換算して投資することができる。金額は登録資本金の20%まで認めることができる。
3. 経営期限が10年以上の企業技術開発機関の科学研究及び小型・中型試験の生産用地は、生産日から3年以内に土地有償使用を通じて土地使用権を得た場合、浦東新区政府に土地使用料、土地譲渡料の支払い期限延長を申請できる。企業技術開発機関の科学研究及び小型・中型試験の生産用建物は、生産日から3年以内に規定に基づき納付した不動産取得税に対して、財政部門は50%の財政補助を付与する。
4. 各種企業が浦東で国家レベル、市レベル、新区レベルの企業技術開発センターを設立することを奨励する。国家主管部門の認定を得た国家級企業技術開発中心に対して、国家と市の付与する出資援助以外に、企業の申請により、新区科学技術発展基金が一括で80~120万人民元を資金援助できる。市主管部門の認定を得た市レベル企業技術センターに対して、市から与えられる資金援助以外に、企業の申請により、新区が一括で50~80万人民元を資金援助できる。新区政府主管部

門の認定を得た新区級企業技術センターに対して、企業の申請により、新区は一括で 50～80 万人民元を資金援助できる。前述国家レベル、市レベル、新区レベルの企業技術センターに対し、新区の中小企業担保資金、科学技術創業（人材）援助資金、ハイテク成果転化と産業化プロジェクト補給利子資金等は当該プロジェクトと人材のサポートに優先的に手配し、同時に申告費用を免除する。

5. 独立採算を行う企業の技術開発機関は新区のハイテク企業と同じく援助措置を享受できる。
6. 独立採算を行う企業の技術開発機関と国家レベル、市レベル、新区レベルの企業技術開発機関を設立するハイテクセンターの研究開発費用は、納税前に実費でコスト算入ができる。独立採算でない技術開発機構は、財政、税務部門の許可を得て、企業の売上高の 10%を技術開発費用として取り出せる。
7. 企業の技術開発機関が技術譲渡、技術開発業務及びその関連技術コンサル、技術サービスの業務に従事して得た収入については、関連規定に基づき営業税の徴収を免除する。
8. 企業の技術開発機関がソフトウェア製品を開発・生産・販売する際は、増値税を 17%の適用税率で徴収し、実際に納付した税金の 3%以上の部分は徴収され次第還付する。
9. 企業の技術開発機関が、海外から関連部門の認定を得た先進的な特有技術を導入する際に支払った技術移転費、使用料は、関連規定に基づき営業税を免除できる。上述の支払った費用のうち、徴収すべき企業所得税の部分に対して、5%の財政特定項目の補助金を付与する。
10. 企業の技術開発機関が、必要な科学研究の設備、及び契約によって設備に付随する技術及び予備品を輸入することに対して、「国内投資プロジェクトの免税しない輸入商品目録」にリストアップされている商品以外は、関税及び輸入増値税を免除できる。企業の技術開発機関は「国家ハイテク製品目録」にリストアップされている先進技術を導入する場合、契約に基づき海外へ支払うソフトウェア費用に対し、関連規定に基づき関税と輸入増値税を免除する。認定された国家レベル、市レベル、新区レベルの企業技術開発センターと独立採算の企業研究機関に対して、自社用設備及び付帯の技術、部品、スペアとソフトウェアを輸入する場合、税関の批准後、信用力のある多国籍企業又は A 類企業と同様に優先的に通関できる。

-
11. 新区の関連部門は、企業の技術開発機関が急いで人材を導入する場合、年齢、学歴、職称、キャリア等の条件の制限をなくし、新区の人事部門の認定を得て、上海市籍にする、または外来人材工作証明証を与えることができる。
 12. 新区の関連部門は法律に基づき中外資企業の知的財産権を保護する。企業は新区レベルの企業技術センターを設立する場合、その申告材料の中に技術秘密に関連する資料がある場合、簡略化できる。許可を得て、新区の科学技術発展基金は特許申請者に特許申請費、特許代理費と特許維持費の部分援助を与える。

1.2 深圳港

1.2.1 市レベル主要優遇政策

国家レベルの関連優遇政策以外に、深圳市政府は当市の外資企業に対し下記優遇政策を制定する。

1. 外資系企業に対し3%の地方所得税を免除する。
2. 認定された輸出型企業が支払った工業用地の土地使用料を半減する。認定された先進技術企業に対し5年間土地使用料を半減する。
3. 深圳経済特区の外資系企業が特区内で製品を生産、販売する場合、工業増値税を免除する。

上記優遇政策以外に、ハイテク産業、特に集積回路製造業、ソフトウェア産業に投資する企業に対し、深圳は更に「ハイテク産業発展促進に関する若干規定」、「深圳市集積回路製造業発展促進に関する若干規定」、「ソフトウェア産業発展奨励に関する方法」、「深圳市創業資本のハイテク産業投資暫定規定」等の一連の優遇政策を制定している。

1.2.2 宝安ハイテクパーク投資優遇政策

1. ハイテク企業、ハイテクプロジェクトが社員に割り当てた株が、会社生産経営に再投入された場合、個人所得税を免除する。
2. 国家レベルの新製品テスト生産評価計画又はテスト生産計画の製品及び深圳市で初生産する特許権を持つ製品に対しては、その製品の販売日から3年内、省レベルの新製品テスト生産評価計画又はテスト生産計画の製品及び深圳市で初生産する特許権を持つ製品に対しては、その製品の販売日から2年内、市関連部門

の許可を得て、市財政部門は当該製品により増加するの実際の納付所得税を全額還付する。増加する増値税の地方部分は50%を還付する。

3. ハイテク企業とハイテクプロジェクトの増値税が認定された年から3年以内に、市財政部門は増加する増値税の地方部分の50%を還付する。
4. ハイテク企業とハイテクプロジェクトの科学研究及び生産用地に対して、生産経営用建物を購入する取引手続費用と財産権登録費用及び関連費用を免除する。
5. ハイテク企業、ハイテクプロジェクトが生産経営建物を新築または購入する場合、竣工日又は購入日から5年内の不動産税を免除する
6. 基準地価標準に基づき地価を計算する。ハイテクプロジェクトの生産用地に対して、地価標準の25%で徴収し、使用年限を50年とする。

1.2.3 深圳輸出加工区主要優遇政策

I. 税収政策

1. 輸出加工区内の企業が生産に必要な機械、設備、金型、メンテナンス用部品、インフラ施設建設に必要な機械、設備、建築用インフラ物資、自社用事務用品に対して、電子帳簿管理を行い、輸入関税、輸入増値税を免除する。
2. 輸出加工区内の企業が区内で貨物を加工、生産する場合、輸出関税、増値税、消費税を免除する。輸出製品を生産する際に使用した水道代、電気代、ガス代に含まれる増値税を還付する。
3. 輸出加工区内の企業が輸出製品を加工する際に必要とされる原材料、部品、包装材料及び消耗材料を全額保税する。
4. 区内企業に供給する国産設備、原材料、部品、包装材料及び建築インフラ施設、加工企業と行政管理部門の生産・事務用建物の建設物資（水道、電気、ガスを含まない）を区外から輸入加工区に搬入する場合、区外企業は税関が発行する輸出貨物通関申告書（輸出税還付専用）及びその他現時点で規定される輸出税金還付証票を持って、税務機関に税金還付、免税を申請できる。

II. 検査検疫政策

1. 輸出加工区内の企業が輸出製品を加工するために輸入した検査されるべき貨物のうち、企業が加工区内で自社用とする事務用品、生活消耗品に対して、品質検査を免除する。

-
2. 区内企業が輸出製品を加工する際、中国製造の標記、中国登録商標の使用、中国産地証明の申告、検査検疫機構が発行する品質証書が必要とされる場合を除き、品質検査、衛生検査を免除する。
 3. 国内加工区から輸出加工区内に入れる全ての貨物に対し、検査検疫機構は検査検疫を免除する。
 4. 輸出加工区内企業が直接海外から加工区にいれる、又は輸出加工区内の企業が加工後直接輸出する「強制的な製品認証を実施する製品目録」に属される製品に対し、3C 認証を免除する。

III. 外貨管理政策

輸出加工区内の企業が外貨口座を開設する場合、経常項目の外貨口座と資本項目の外貨口座を区分せず、統一管理を実行する。貨物を海外へ運送、販売する場合、輸出外貨獲得核銷の手続を必要としない。貨物を輸入して、海外へ外貨を送金する場合、輸入外貨支払核銷手続を必要としない。区内企業の外貨口座に対して金額制限管理を実施しない。

1.3 青島港

1.3.1 市レベル主要優遇政策

国家の関連法規及び青島市政府の関連規定に基づき、青島市各開発区に進出する企業は下記のような主な優遇政策を享受できる。

1. 養殖業、栽培業、林業、牧畜業、水産業に従事する外資企業は自社の農業生産品を販売する場合、増値税を免除する。
2. 関連規定に適応する外商投資プロジェクトは国家税務機関に許可された後、その購入する国産設備は税金還付の優遇を享受できる。国産設備の投資額（領収書上の税込価格に、規定により還付される増値税及び設備の運送、取り付け、テスト運転費用を控除した金額）の40%は、設備を買い入れた前年より新たに増加した当該年の企業所得税から控除できる。
3. 2000年6月24日から2010年末までに、一般納税者は自ら開発生産したコンピューターソフトウェア製品の販売において、増値税の実際納税額の3%を超える部分に対して、徴収次第還付する。

-
4. 外資系企業が譲渡した技術において、その技術が先進的または好条件であれば、国家税務主管部門の許可を経て、営業税と企業所得税を免除できる。外資系企業が技術移転、技術開発で得た収入は営業税を免除する。
 5. 外資系企業は当年、中国国内での技術開発費が前年度より10%上回る場合、税務機関の審査、許可を得て、技術開発費の実際発生額の50%を本年度の納税所得額から控除される。
 6. 外資系企業が、外資系企業から得た利益については所得税を免除する。獲得した利益及び配当金、合法的に決算した後の所得については、自由に海外へ送金できる。
 7. 外資系企業が年度の欠損を生じたら、次の納税年度で欠損繰越ができ、次の納税年度で欠損繰越できなかった場合、延長することができる。ただし、最長5年を超えてはならない。
 8. 設立の批准を受けた、「外商投資産業指導目録」の奨励類又は技術譲渡に符合する外商投資プロジェクトは、投資総額内で輸入した自社用設備、及び外国政府の貸付や国際金融機関の貸付を利用し輸入した自社用設備、加工貿易の外国企業が提供した値段のつかない設備、については、「外商投資プロジェクトにおける免税できない輸入商品目録」にある商品以外、輸入税と輸入増徴税を免除する。そのうち、新たに許可された「外商投資産業指導目録」の中の「製品をすべて直接輸出する許可類外商投資プロジェクト」の輸入設備に対して、まず税金を徴収し、プロジェクトの生産開始日から、対外貿易経済部門が関連部門と連合審査チームを作り、製品の直接輸出状況に対して審査を行う。審査期間は5年間。確定できたら、毎年、納付された納税額の20%を還付し、5年間で全額還付する。
 9. すでに設立された奨励類、制限類の外資企業、外資研究開発センター、先進技術型と製品輸出型の外資企業の技術革新に対し、もともと許可した生産経営の範囲内において、投資総額のほかに自己資金を利用し（企業備蓄基金、発展基金、減価償却と税引き後の利益）、企業に従来ある設備の更新（セットになった設備と生産ラインは含まない）や修理を行う場合、国内で生産できないもしくは性能が劣る自社用設備（「外商投資プロジェクトにおける免税できない輸入商品目録」にある製品を含まない）及び設備の組み合わせ技術、部品、スペアは輸入ができ、輸入税と輸入増徴税を免除する。
 10. すでに設立された外資の内部もしくは独自に製品、技術開発に従事する外商が投資して設立した研究開発センターは、投資総額の中で国内生産できない、あるいは性能の劣る自社用設備（「外商投資プロジェクトにおける免税できない輸入商

品目録」にある製品を含まない。船舶、飛行機、特殊自動車及び施工機械を除いて、生産規模を達成しない試験室又はテスト運行だけを指す）及びその組み合わせ技術、部品、予備品を輸入する場合、輸入税と輸入増徴税を免除する。

11. 外資系企業が生産した製品の輸出は、国が別途規定した場合を除き、生産過程消費税を免除し、増徴税は輸出してから還付する。
12. 外国企業が中小企業を請負、賃貸、買収する場合、国内企業の規定に基づき優遇政策を享受する。
13. 更に多くの外資銀行が青島へ支社を設立することを奨励する。設立される独資、合弁銀行が得た利益に対し、地方所得税を免除する。同時に、積極的に中外合弁・提携旅行会社の設立を奨励する。
14. 外資企業が交通インフラ、市の公共施設プロジェクトに投資した場合、関係規定に基づき、このプロジェクトに付帯する各種サービス業を営むことができる。BOT 方式、TOT 方式または他の方式で運営することも出来、国家规定による企業所得税の減免の各優遇政策を享受できる。外資企業がインフラ建設プロジェクトに投資した場合、地方所得税を免除する。
15. 許可を得て旧市街区改造及び安居住宅（安く住宅を市民に提供する）プロジェクトの開発に従事している外資企業に対し、国内企業と同等の待遇を与える。国家の安居住宅の建築用地を使用する場合、行政の振り分け方式を用いて用地を供給し、関係費用を減免して、都市のインフラ関連建設費を半減する。外資企業の投資回収率を高めるために、安居住宅の中には 20～30% の分譲マンションを建築できる。
16. 外資投資の農業総合開発企業に対し、地方所得税を免除する。外資農業企業の海外投資家は、その企業から得た利益を青島の農業プロジェクトに再投資し、5 年以上経つ場合、その再投資部分のすでに納付した所得税の 40% を還付できる。
17. 荒山、荒坂、干潟、荒水などの水土資源を利用して農業の投資・開発に従事する各種外資の投資プロジェクトに対し、市（区）以上の人民政府の許可を経て、農業税、農林特産税は収入のある年度から、5 年間で全額を還付し、その次の 5 年間は 50% を還付する。
18. 年間輸出額が 1,000 万ドル以上に達する外資系企業に対し、もとの経営範囲に、購買・輸出業務を加えることを許可する。

-
19. 製品輸出型、先進技術型の外国投資企業に対し、土地使用費は基準の30%をディスカウントする。譲渡方式で土地の使用権を獲得した外資企業は、土地使用費の支払いを免除する。

1.3.2 青島国家ハイテク産業開発区主要優遇政策

I. 補助金支持政策

1. 新たに開発区に誘致された多国籍企業の地域本部と、中央政府直属企業、中国トップ500企業、民間トップ50企業が設立する地域本部に対し、増加した納税額のうち地方税部分を3年間100%補助し、その次の3年間は50%補助する。一定の条件を満たす地域本部に対しては、事務室、経営用事務室を自社建設または購入、賃貸する場合、一括で補助する。
2. 地域本部の業務上、外国籍の従業員が頻繁に出入国する場合は1年の訪問ビザを申請できる。外国籍の高級管理職員や重要専門技術者が青島市に長期滞在する必要がある場合は1~5年間有効の外国人居留許可を申請できる。
3. 多国籍企業と中国国内の大型企業がハイテク区に独立した研究開発機関を設立する場合、認可取得後、税法の関連規定に基づきハイテク企業の優遇政策を享受できる。新たに増額を実現した納税額の地方税収入部分については、3年間は100%を補助し、その次の3年間は50%を補助する。
4. 外資系研究開発機関が技術開発や技術譲渡および関連技術コンサルティング、技術サービスにより取得した収入については、審査のうえで営業税を免除する。
5. 地域本部と研究開発センター、世界トップ500企業が招聘した高級管理職員や研究開発員が支払う個人所得税の地方行政徴収分を、住宅や自動車の購入補助金として支給する。
6. 高級人材医療カルテを確立し、医療用無申告通路を設置する。高級人材と、本人に同行するご家族の入居手続きを行い、子女は青島市で「青島市高級層人材子女入学方法」に従って就学することができる。

II. 基金援助政策

1. 青島市のサービスアウトソーシング発展専門基金を設立し、国家レベルBPO基地、ソフトウェア輸出基地の構築、企業の人材育成支援や認証取得、公共プラットフォームの建設、市場開拓などに使用し、また住宅購入、住宅賃貸、融資、納税などの面でサポートする。

-
2. 青島市科学技術・貿易振興専用資金を設立し、国家技術・貿易振興イノベーション拠点建設のセット資金として、新技術の輸出体系や公共技術情報サービスプラットフォームの構築を支持し、ハイテク製品輸出企業の技術改善と研究開発を促進する。ハイテクパークに投資するハイテク企業、独立清算する外資企業の研究開発機関、国家レベル研究開発機関に対し、インフラ建設や研究開発などにおいて費用の面からサポートする。

1.3.3 青島保税區主要優遇政策

I. 輸出入貿易政策

1. 区内企業は輸出入貿易、中継貿易、通過貿易ができる。
2. 区内と海外の間を出入する貨物に対し、税関が免税、保税政策を実施、登録制度を実施する。輸出入割当額及び許可書による管理は実施しない。
3. 貿易企業が区外から貨物を購入して海外へ輸出する場合、輸出税金を還付できる。

II. 輸出加工政策

1. 区内の加工貿易企業に対して分類管理を実施せず、銀行保証金台帳を設けない。
2. 製品を区内で販売、又は輸出する場合、生産増値税を免除する。
3. 輸出製品を加工するため、区内に搬入された原材料、部品には、増値税、消費税を免除し、輸出入許可証を免除する。
4. 国外から輸入した原材料、部品を区内に搬入する場合、加工周期を制限しない。
5. 関連部門の批准を得た区内企業は製造プロセスの一部を区外企業に加工委託することができる。
6. 国内の原材料、部品を加工した製品を輸出する場合、国内原材料の部分は税金還付を享受できる。

III. サービス貿易政策

1. 区内に貯蔵する貨物の品種及び時間を制限しない。
2. 区内に貯蔵する貨物の商業的な簡単な加工を許可する。
3. 区内企業が国内市場向けに輸入した大ロット物資を仕分けすることを許可する。
4. 企業が区内で保税商品展示交易市场を設立することを奨励する。

IV. 外貨管理政策

1. 区内企業は外貨現金口座を開設でき、同時に国外でも開設できる。
2. 保税区内の企業が回転資金として外貨現金を留保できる。
3. 区内企業が輸出外貨獲得と輸入外貨支払いに係る核銷手続をする必要がない。
4. 区内企業は国内区外企業とのすべての経済取引において、区内、区外機構とも国際収支統計申告手続をする必要がない。

-
5. 貿易項目での外貨は、プロジェクト運営の需要に応じて自由に海外に送金できる。
 6. 企業の年度税引き後利益の外国側の所得について、許可を得てから自由に海外へ送金でき、うち、人民元を外貨に換金して海外へ送金できる。
 7. 区内企業資本項目の外貨専門口座は登録場所でも、登録場所以外の地域でも開設できる。
 8. 区内企業間、又は保税區企業間の貿易は、外貨建てで決済しても良いし、人民元建てでも良い。

V. その他の奨励政策

1. 保税區で特殊投資優遇政策を実施し、「プロジェクトに基づき土地を与え、収益に基づき優遇を与える」という柔軟な政策を採用する。投資規模が大きく、市場将来性のある工業プロジェクトに対して、状況により公示した地価の20%~50%の優遇を与える。
2. 各業界の企業を保税區に投資又はその他の経済協力業務を保税區で展開することを紹介した場合、「青島保税區企業誘致資本導入奨励弁法」によって、實際投資金額の0.3%~1%の報奨を与える。

1.3.4 青島西海岸輸出加工区主要優遇政策

I. 税収政策

1. 国家は区内の加工製品に対し増値税と消費税を徴収しない。
2. 生産に必要となる機械、設備、金型及びメンテナンス用の部品を輸入する場合、免税とする。

-
3. 生産型インフラ施設建設プロジェクトが機械、設備と生産工場、倉庫施設の建設に必要な基本物資を輸入する必要がある場合、免税する。
 4. 企業と行政管理機構が自社用の合理的な数量の事務用品を輸入する場合、免税する。
 5. 区内企業が加工した製品及びその生産プロセスで発生した切端、不良品、スクラップ等を外国へ販売する場合、輸出関税を免除する。
 6. 区外から区内に搬入する貨物は輸出として扱われ、増値税を還付する。
 7. 区内企業の水道代、電気代、ガス代に対して、税金を還付する。
 8. 輸出用製品を加工する為に、原材料、包装材料と消耗材料を輸入する場合、全額保税する。

II. 監視管理政策

1. 区内貨物の輸出入は「一回申告、一回審査、一回検査」の直通式新型通関モデルを採用する。
2. 加工貿易業務に対して加工貿易銀行保証金台帳制度を実施しない。
3. 税関が「登記手帳」管理を実施しない。
4. 海外と貨物を輸出入する場合、輸出入割当額、許可書管理を実施しない。外貨入金・送金する場合、審査手続きを必要とない。

1.4 寧波港

1.4.1 市レベル主要優遇政策

寧波市対外貿易経済合作局が公布した関連政策に基づき、外資系企業は寧波市で下記のような主な優遇政策を享受できる。

I. 再投資税金還付政策

1. 外国投資者は企業から獲得した利潤を利用し、中国国内で5年間以上再投資を行う場合、税務機関の許可により、再投資額の納税した税金の40%を還付する。製品輸出企業又は先進技術企業に再投資を行う場合、再投資部分の納税した税金を全額還付する。
2. 外商企業が寧波に投資する場合、国家優遇政策以外、総投資額が1,000万米ドル以上の大プロジェクト、ハイテクプロジェクトと旧企業再編成、改造及び外資により増資、株式拡大プロジェクト、開発農業と外貨獲得農業(農、林、牧、漁及び関連加工業を含む)、基礎施設プロジェクトに対し、寧波市は土地価格や企業インフラ施設等の面で特定の優遇政策を実施する。

II. 予備所得税政策

外商が中国国内で関係機関を設立せずに、寧波市からの配当、利息、賃金、特許権使用料及びその他の所得がある場合、法律により所得税を免除されるのを除き、全て10%の税率で所得税を徴収する。うち、資金、設備を提供する条件が優遇又は譲渡される技術が先進的である場合、許可された後、所得税を減免することができる。

1.4.2 寧波江北工業区主要投資優遇政策

I. 土地優遇

中心土地の性質は工業用地であり、使用期限は50年である。土地は「六通一平」（通路、通電、通水、排水、通信、インターネット、整地）のインフラ環境を提供し、土地を譲渡する価格は土地収用費、移転・撤去費及び「六通一平」インフラ施設関連費用などを含む。中心産業発展目標に合い、投資総額が300万米ドル以上、投資密度が20万米ドル/ムー以上に達するプロジェクトは、関連審査を経てから許可される。

II. 税収優遇

1. 増値税：製品を輸出する場合、「増値税還付」の政策が享受され、還付税率は13%（ハイテク製品が17%、紡績品とプラスチックが11%）である。「免税、税金相殺、税金還付」の税収管理方法を実行する。
2. 関税：「外商投資産業指導目録のプロジェクト」に適合し、投資総額内で自社用設備を輸入する場合、「外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」にリストアップされている製品でない限り、関税及び輸入増値税を免除する。

III. その他優遇政策

1. 年度審査奨励

企業奨励可能数＝基数×審査得点/100（年間販売収入が3,000万元以上の工業企業に対して、当年度実際納付した増値税、所得税双方の当区での所得部分を基数として、総合審査得点をかけてから実際獲得奨励とする。）

2. 先進製造業への奨励

- A. 寧波市工業投資目標目録奨励類及びこの区の発展実情に合った外資工業プロジェクト、国内省レベル以上のハイテク及び国家知名ブランド製品を投資し生産する工業企業を導入する場合、企業が納付すべき所得税の区該当部分に対して、最初の2年は全額、次の3年は半減とする。
- B. 投資額が1,000万米ドル以上の製造業世界トップ500社、投資額が1億以上の国内トップ200社のプロジェクト（持株会社が直接投資する場合のみ）を導入する場合、それぞれ、一括で経営主体に100万人民元を補助する。

3. 科技奨励

- A. 技術改良利息補助：純粋な設備投資が100万人民元以上の場合、産業計画に符合し、設備が同業界で先進的であれば、関連政策によって補助する。
- B. ハイテク企業：新たに認定された区、市、国家レベルのハイテク企業又は企業工程技術センター（所）に一括で5~20万人民元の報奨を与える。新たに認定された区、市、国家レベルのハイテク企業又は企業工程技術センター（所）に、市レベルの標準によって50%の報奨を与える。科技創出協力専門資金、ハイテク企業研究開発補助専門資金、区科技創出特別賞、区科技進歩賞等の一連の賞を別途設ける。
- C. 情報化プロジェクトへの補助：当年度の投資額が30~100万元である企業は、区情報課企業の称号を授与し、かつ当年度の投資額が100万人民元（100万人民元を含む）以上の企業は、実際投資額の20%（市関連部分を含む）を補助する。区が最高で30万人民元を補助する。情報化改造プロジェクトがERP等のソフトウェア投入の部分に属する場合、更に5%の補助を増加する。

4. 対外貿易への援助

A. 加工貿易奨励

- ⇒ 前年度の輸入原材料・部品の審査総額を基数として、基数内において1米ドルに対して0.02人民元、基数を超える部分において1米ドルに対して0.06人民元を与える。当年度に新しい加工貿易を展開する場合、輸入原材料・部品の核銷総額に基づき1米ドルに対して0.06人民元を与える。
- ⇒ 加工貿易が納付した保証金に対して、銀行同期基準利率に基づき80%の利息補助を与える。
- ⇒ 加工貿易企業の資質向上および加工貿易輸出先進企業に対し、一括の報奨を与える。

B. 輸出奨励

- ⇒ ハイテク製品、農産物の自営輸出を奨励する。基数を超える部分において1米ドルに対し0.03人民元を与え、新增輸出額を基数超過とみなす。
- ⇒ 自社が海外で商標登録した製品を輸出する場合、一括で奨励を与える。

- ##### C. その他の奨励
- 企業が出展、会議参加、海外で商標、知的所有権の登録、海外機構の設立、国際標準体系認証の受取、輸出代理、輸入製品地域性又は全国性代理等をする場合に一括で補助と奨励を与える。

1.5 広州港

広州市政府が公布した関連政策に基づき、外資系企業に対し広州が下記のような主な優遇政策を与える。

I. 税収政策

地方所得税政策

1. 広州経済技術開発区、広州ハイテク産業開発区、広州輸出加工区、広州保税区及び広州南沙開発区に設置され、実際経営期間が10年以上に達するすべての外資系企業を免税する。
2. 広州市の普通区域にある一般的な外資系生産性企業は、相応する優遇税期間、免税する。
製品輸出型又は先進技術型外資系生産性企業は免税する。

増値税政策

適用地域	適用企業	優遇方式	優遇税率	備考
広州市（開放地域と普通地域を含む）	外資生産性企業	輸出税還付：企業が増値税納付済みの中国原	◆ 石炭の輸出税還付率：13%。 ◆ 農産物の輸出税還付率：5%。 ◆ 機械設備、電器及び電子製品、運送工具、計器、服装及び条件に符合する紡績品の輸	本還付優遇は2010年12月31日まで

	<p>材料、部品に より加工し た製品を輸 出する場合、 「免税、控 除、還付」の 方式で税金 を還付する。</p>	<p>出税還付率：17%。 17%の税率で徴収された貨物の一般的な紡績品の輸出税還付率：15%。その他の製品の輸出税還付率：15%と13%。 農産物を原材料として加工する製品の中に、13%の税率で増徴税を徴収する場合、輸出税還付率：5%。17%の税率で増徴税を徴収する場合、輸出税還付率：13%。</p>
外資ソフトウェア開発企業	<p>増徴税の一般納税者が自社開発・生産するソフトウェア製品、および輸入したソフトウェアを現地で改造して販売する場合、17%の税率で増徴税を徴収された後、実際に納付された税金の3%を超えた部分は徴収次第還付される。</p>	
外資集積回路設計及び生産企業	<p>増徴税の一般納税者が自社生産する集積回路製品（単結晶シリコン）を販売する場合、17%の税率で増徴税を徴収された後、実際に納付された税金の6%を超えた部分は一旦徴収されてから還付される。</p>	

その他税収政策

1. 外国投資者が外資系企業から得た税引き利益に対して、所得税を免除する。
2. 外資系企業が新たに部屋を建築又は購入する場合、竣工日又は購入日から3年間、不動産税を免除する。

-
3. 「外商投資産業指導目録」の奨励類又は技術譲渡に符合する外商投資プロジェクトは、投資総額内で自社用設備を輸入する場合、「外資プロジェクトに免税しない輸入商品目録」上の商品を除き、関税と輸入増値税を免除する。
 4. 製品を全て直接輸出する許可類の外資プロジェクトは、輸出項目で輸入する設備に対して、関税と輸入増値税を徴収し、生産開始日から、対外貿易経済部門と関連部門が製品の直接輸出状況を審査し、確認された場合、毎年納付された税額の20%を還付し、5年以内にすべて還付する。

II. 中小企業への援助政策

1. 中小企業が企業の再編成、改変に参加すること、規模を大きく、企業を強くすること、規模経営を実現することを支持し、合併、企業の分立及び株式譲渡で得た収入に対し、営業税が免除される。
2. 企業の技術開発機関は技術譲渡、技術開発の業務及び関連する技術コンサル、技術サービスの業務に従事して得た収入は、営業税の徴収を免除する。
3. 国務院関連部門が認定したアニメ企業が自社開発、生産するアニメーション製品は、財政部と国家税務総局及び関連部門が規定した優遇政策を享受できるアニメーション製品と企業範囲及び管理方法に従って、自社開発、生産するアニメーション製品の営業税を納付すべき労務（広告業、娯楽業を除く）に対して、一時的に減少し、3%の税率で営業税を徴収する。
4. 中小企業が新技術、新製品、新工法を開発するために発生した研究開発費用は、無形資産として当期損益に計上されなかった場合、「中華人民共和国企業所得税法」及びその実施

細則の規定に基づき、実額を控除した上に、研究開発費用の50%をさらに控除する。無形資産になったものについては、無形資産原価の150%で償却する。

5. 中小企業が一納税年度内の技術譲渡所得が500万人民元を超えない部分に対して、企業所得税を免除する。500万人民元を超える部分に対して、企業所得税を半減で徴収する。
6. 中小企業が「資源综合利用企業所得税優遇目録」に定められた資源を主要原材料として、国家の非制限と非禁止かつ国家と業界の関連標準に符合する製品を生産して得た収入は、90%で計算して収入総額に計上する。
7. 中小企業が「環境保護専用設備企業所得税優遇目録」、「省エネ・節水専用設備企業所得税優遇目録」及び「安全生産専用設備企業所得税優遇目録」に規定される環境保護、省エネ・節水、安全生産などの専用設備を購入し実際に使用する場合、当該専用設備の投資額の10%を企業当該年度の納税すべき金額から控除できる。当該年度が全て控除できない場合、のちの5納税年度に繰り越し、相殺できる。

III. 外資企業本部設立政策

本規定上の本部とは、外国投資者が広州で投資し設立したもので、中国国内又は中国以外の地域で投資した企業の経営と管理機能を持つ唯一の総機構を指す。地域本部とは、外国投資者が投資し設立したもので、中国の一定の地域に投資する全部又は一部企業の経営及び管理機能を持つ総機構を指す。本部と地域本部は投資性会社、管理性会社、研究開発センターまたは本部性質を持つ生産性会社等の形式で設立できる。

1. 本部と認定された場合、市政府は500万人民元を与える。地域本部と認定された場合、市政府は200万人民元を与える。

-
2. 本部が自社用事務用建物を購入、建築する場合、建物の事務用建築面積に基づき、1,000 人民元／㎡で補助する。補助金を3年以内に分割で支払う。補助金を受けている期間中に、事務用建物を対外賃貸することはできない。本部が自社用事務用建物を賃貸する場合、3年間毎年、市国土不動産部門が公布する時、地域、線区の不動産賃貸市場参考価格の30%で賃金補助を与える。
 3. 国家奨励類に所属する外資産業の本部又は地域本部が投資総額内で自社用設備を輸入する場合、国家が規定した免税しない輸入商品を除き、輸入関税と輸入増徴税を免除する。
 4. 研究開発センターと認定された本部又は地域本部は、国家と市の外資研究開発センターに対する優遇政策を享受できる。本部又は地域本部は規定によって審査され、外商投資先進技術企業又は製品輸出企業と認められた場合、相応する優遇政策を享受できる。
 5. 本部又は地域本部は来料加工貿易方式で原材料、部品を保税で輸入し、国内にある投資又は授權管理された生産企業に提供して加工する場合、当該生産企業はその主管税金徴収の税務機関に申告し、加工または委託加工貨物の加工費及び増徴税を免除することができる。
 6. 本部又は地域本部が本市でグローバル調達センターと物流センターを設立することを奨励、支持する。グローバル調達センターと物流センターは国家関連規定に基づき許可を得てから、輸出入経営権利取得でき、輸出貨物が税金還付政策を享受できる。本部又は地域本部は生産需要に応じて、保税倉庫と保税工場を申請して設立できる。
 7. 本部又は地域本部は株式参入、回収、合併、請負、賃貸、信託統治等の方式で本市企業の改革、改造及び再編成に参加することを奨励、支持する。再編成後の企業は、関連法律、法規規定に定められた外資系企業の標準に合った場合、外資系企業の待遇を享受できる。
 8. 本部又は地域本部が設立する財務センター又は資金センターは外貨管理部門の許可を得て、国内での指定銀行でオフショア口座を開設し、海外支社の外貨資金を集中管理できる。オフショア口座収入範囲は、海外支社が送金する外貨と、国内支社が外貨管理部門の許可を得て海外に貸し付

ける外貨とする。支出範囲は海外支社への送金とする。外貨管理部門の許可を得て、本部又は地域本部は海外の貸付業務を展開する場合、国家関連規定によって先物外貨為替、人民元と外貨延期業務を処理できる。

1.6 天津港

1.6.1 天津経済技術開発区主要優遇政策

I. 資本誘致への援助政策

1. 開発区は泰達科技発展金に額度額 5,000 万人民元の創業投資発展金を設け、開発区での創業投資の発展を奨励し援助する。発展金はフォローイング投資資金とベンチャー補助金を含む。
2. 開発区は毎年の支出予算から 1 億人民元の「泰達現代サービス業発展金」を設け、この規定条件に合った現代サービス企業の発展を支持する。
3. 創業投資企業が開発区の中小科技企业へ貨幣で投資する際の実際投資額に対して、開発区は 10%の専門リスク補助金を付与する。1つの創業投資企業が申請を得て獲得する同一企業に対する投資補助金は、累計で 100 万人民元を超えてはいけない。

II. 経営への援助政策

1. 創業投資企業が株式投資方式で非上場中小ハイテク企業に2年以上（2年を含む）投資する場合、財政部及び国家税務総局財税〔2008〕31号規定に従って、中小ハイテク企業へ投資する金額の70%を当該創業投資企業の納税所得額から控除できる。
2. 認定されてから5年間、創業投資企業が納付した営業税の開発区留保分の50%を補助する。
3. 認定された年度から5年間、創業投資パートナー企業のうち、自然人パートナーが得た生産経営所得により納付した個人所得税の20%以上の部分について、開発区が留保する分の100%を財政支援する。
4. 創業投資企業が開発区で投資した中小型科技企业が上場した場合、一社の上場に対し創業投資企業に100万人民元の報奨を与える。
5. 創業投資企業が誘致し且つ投資した中小型科技企业に対し、第一回生産営業収入を得た納税年度から5年間、納付した増値税について、開発区は留保分より50%を援助する。
6. 開発区で設立した登録資本金が1億元以上の大型分配、配達または調達類の物流企業に対し、申請許可年度から2年間、納付した営業税の100%で援助を実施する。次の3年間に50%の援助を実施する。
7. 開発区で設立した年間売上高が5,000万人民元以上または年間納税額が200万人民元以上の振り分け、配達または調達類の物流企業、専門物流サービス類企業並びに専門輸送企業に対し、申請許可年度から5年間、納付した営業税の50%で援助を実施する。
8. 年間売上高が5億人民元以上または年間納税額が300万人民元以上の貿易企業には、申請許可年度から5年間、納付した増値税の50%で援助を実施する。

1.6.2 天津保稅区主要優遇政策

1. 国内外の会社、企業、その他経済組織及び個人が保稅区で投資して、外資、中外合弁（合作）及び内資經營企業を設立し、国際貿易、輸出加工、保稅貯蔵及びその他保稅区發展に関連する業務を行うことができる。
2. 保稅区の企業が海外から自社用の建築材料、機械設備及び合理的数量の事務用品などを購入する場合、関稅と輸入増値稅、消費稅を免除する。海外から保稅区に、または保稅区から海外へ運ぶ貨物に対して、関稅と輸入増値稅、消費稅を免除する。輸出入許可証管理に関わるものは許可証を免除する。
3. 保稅区で輸出業務を行う企業は規定に従って輸出稅金還付ができる。
4. 外資系企業が保稅区で建設または購入した自社用新築家屋は、建設完了または購入した月から5年間、不動産稅を免除する。
5. 外資系企業が取得した利益、外国人従業員の賃金、給与並びにその他合法収入は、納稅後海外へ送金できる。
6. 企業は「天津港保稅区土地管理規定」に基づき、土地使用權を取得した後、法律に基づき讓渡、リース、抵当することができる。その合法權益は法律で保護される。
7. 中外資企業は保稅区の銀行で外貨現金口座を開設できる。許可を経て海外で外貨現金口座を開設することもできる。企業の經營所得外貨は自己意思で代金決済できる。区内の企業は輸出外貨獲得と輸入外貨支払核銷手続をする必要はない。

1.6.3 天津寧河經濟開發区主要優遇政策

I. 資本誘致への援助政策

1. 県外の投資者が寧河県で投資して工業企業を設立する場合、固定資産の実際投資が¹1,000 万人民币元以上（1,000 万人民币元を含む）であれば、第1回目の経営性収入を取得した年度から計算し、一年目、二年目に納付した企業所得税の県級留保分は、県外投資者が占める投資比率によって「企業発展援助基金」として100%援助を与える。三年から五年目までは、県外投資者が占める投資比率によって、50%援助を与える。
2. 県外の投資者が寧河県で投資して工業企業を設立する場合、固定資産の実際投資が¹5,000 万人民币元以上（5,000 万人民币元を含む）であれば、第1回目の経営性収入を取得した年度から計算し、一年目、二年目に納付した増値税の県級留保分は、県外投資者が占める投資比率によって「企業発展援助基金」として100%援助を与える。三年目から五年目までは、県外投資者が占める投資比率によって、50%援助を与える。

II. 土地使用政策

1. 外資系企業が製品輸出企業・先進技術企業と認定され、寧河県經濟開發区、貿易開發区及び建制鎮に位置する場合、土地使用費の標準は毎年一平米あたり1 人民币元とする。郷・村に位置する場合、毎年一平米あたり0.5 人民币元で計算し徴収する。
2. 外資製品輸出企業または先進技術企業は、經營期間が5 年以上の場合、第一回目に確認された日から始めて、年度計算で二年間は土地使用費が免除され、三年目は標準の50%を支払う。經營期間が10 年以上の場合、第一回目に確認された日から、年度計算で三年間土地使用費が免除され、四年目と五年目は標準の40%を支払う。

III. 重点的なプロジェクトへの援助政策

外国側の実際投資が500万米ドル以上（500万米ドルを含む）の外資プロジェクト及び工業固定資産実際投資が5,000万人民元以上（5,000万人民元を含む）の寧河県県外投資プロジェクト、並びに寧河県の重点発展・支援プロジェクトに認定されたプロジェクトに対して、企業土地使用及び企業が納付した税金の県級留保部分について、関連優遇政策を享受できる以外、企業の具体状況によって、「ケースバイケース」（一企一策、一事一議）で取り扱う。

1.7 大連港

1.7.1 市レベル主要優遇政策

大連市対外貿易経済合作局が大連市政府第十三回八次全会で公布した「大連市が対外開放を更に促進する最新優遇政策集」に基づき、外資系企業は大連市で下記優遇政策を享受できる。

I. 財政税收政策

1. 増値税一般納税人が自社開発、生産したソフトウェア製品に対して、法定の17%の税率で増値税を徴収した後、実際に納付された税金の3%を超えた部分は徴収次第還付される。還付された税金がソフトウェア製品の開発及び拡大再生産に使用される場合、企業所得税の課税対象とせず、企業所得税を徴収しない。
2. 増値税の控除範囲を拡大する。設備製造業、石油化学工業、冶金工業、船舶製造業、自動車製造業及び農産品加工業を主とする一般納税者に対して、固定資産を購入する場合の未払増値税を関連規定に基づき、控除できる。

-
3. 栽培業、養殖業、林業、畜産業、水産業に従事している外資系企業に対し、自社生産の農業製品を販売する場合、増徴税を免除する。
 4. 固定資産の減価償却率を高める。工業産業の固定資産（家屋、建築物を除く）、無形資産に対して、現行規定償却年限に基づき、40%を超えない比率で減価償却年限を短縮できる。
 5. 技術開発費を、納税すべき所得額から控除する。外資系企業の技術開発費が前年度より10%上回る場合、技術開発費の実際発生額の50%を本年度の納税すべき所得額から控除する。
 6. 大連工業企業が引き受け、投資した無形資産に対して、現行規定償却年限に基づき、40%を超えない比率で償却年限を短縮できる。但し、協議又は契約で使用年限を定めた無形資産に対しては、協議又は契約で定められた使用年限にしたがって償却する。
 7. 投資額が1,000 万米ドル以上且つ国家が規定した投資強度に達した大プロジェクトについて、市、県両レベル財政は税收比率に応じて、建設期間内に当該プロジェクトの中国側登録資本金総額の10%にあたる補助金を付与し、当該プロジェクトの20%の土地譲渡金を還付して企業のインフラ施設建設に与える。投資額が3,000 万米ドル以上且つ国家规定投資強度に達した大プロジェクト、又は優位性産業においてリードする役割を果たす、規模型ハイテク産業プロジェクトについて、市、県両レベル財政は税收比率に応じて中国側の登録資本金総額の10%にあたる補助金を付与し、企画、土地等に更に優遇政策を与え、ケースバイケースで検討する。この条項は新設企業に適用する。
 8. 外資系企業の増資に対して、同級財政は奨励支持を与える。契約外資が1,000 万米ドルを増資し且つ一括で入金するごとに、企業に対して10 万人民元の奨励を与える。その奨励金は企業が自主的に支配できる。

II. 国有企業改革政策

1. 外国投資者が買収合併、資本参加等多種類の方式で国有企業再編成、改造に参加することを奨励する。国有企業が過去に形成し納付できない未払税金は、規定の条件に基づき国務院の許可を得てから免除できる。
2. 外資企業が法律に基づき金融資産管理会社の不良債権と株券を購入、所持した場合の資産の再編成・処理を許可する。
3. 外国投資者が国有企業を買収合併、改造する間、国有商業銀行は許可を得て柔軟な措置を採用して、所持した企業の不良資産を処置し、自主的に企業の借金利息を減免することができる。
4. 国有資本の投資、撤退、合理流動を完全にする。国家が明確に外資持株割合を禁止また制限する業界でない限り、その他の業界及び分野で外資投資を誘致する場合、持株割合は各投資者が協議し確定できる。
5. 外国投資者が国有企業を買収合併して設立した外資系企業は、労働関係処理、経済性減員及び社会保障等において、現行法律規定・制度に従って国民と同じ待遇を受ける。一時帰休者を雇用する外資企業は、規定に基づき各項目の再就業支援政策を享受できる。
6. 外国投資者及びその他民間資本が、交易市場にて買収合併、資本参加等の投資をするのに便利で規範的な環境を提供する。
7. 外資が東北地区旧工業基地の不良資産を再編成、処理することを奨励する。合併又は独資で外資系企業を設立し、法律に基づき金融機構の不良資産を購入し且つそれを再編成することを許可する。

-
8. 外資が引受け又は受託の方式で国有企業またその他の種類の企業を経営することを許可する。

III. サービス貿易政策

1. 外資が都市公共施設建設に投資することを奨励する。都市政府が有効な監督管理機制を構築し、且つ公共利益と安全条件を確保する中で、外資が都市ガス、光熱エネルギー、供排水管ネットの建設、運営に対する投資の持株比率の制限を緩和する。承認された場合、外国側の過半数持株を許可する。
2. 金融サービス業の対外開放を拡大する。証券、先物、保険等の金融サービス発展を加速させる。外資金融機関の地方都市商業銀行への資本参加、農村信用社への体制改革・再編成に参加することを奨励する。企業年金、農業の保険等の面で優位性のある外資保険会社が大連地区に入ることを奨励する。外資企業が大連地区で合弁証券会社、証券投資基金管理会社、保険経営会社及び外資保険会社経営機構を設立する際は優先的に許可する。
3. 外国企業側が交通運輸業に投資することを奨励する。鉄道による旅客輸送や貨物輸送、国境を越える道路運輸や国内道路運輸及び定期、不定期の国際海上運輸業務、国際コンテナ運輸の多様多様な連絡輸送業務等において、承認を得て外資持株比率の制限を緩和する。また航空運輸業や全線通用航空業への外国投資を奨励する。
4. 大連は国から許可された外商投資物流企業のテスト都市である。外商企業が物流企業を設立する場合、商務部の規定に従って処理する。
5. 商業小売販売、対外貿易、調達センター等の流通分野の対外開放を加速させる。

-
6. 外資を導入し、大連東北アジア重要国際航運センターの発展を加速させる。外資による大規模な港埠頭、奨励類の臨港工業及び物流プロジェクトへの投資に対して優遇政策を与え、同時に優先的に審査許可する。

 7. 多国籍企業及びその子会社が大連で地域本部、運営センター、研究センター、仕入れセンター、決算センターを設立して、自社事務用、営業用オフィスを建設する場合、市、県レベルの財政は税率の比率に応じて土地を購入する際に実際に支払った代金の50%を一括で補助する。新たに自社事務用、営業用オフィスを購入する場合、1,000 人民元/m²にて一括で補助する。賃貸する事務用、営業用オフィスの建築面積が、1000 平米以上、賃貸期間が三年以上である場合、500 人民元/m²にて一括で補助する。地域本部、運営センター、研究センター、仕入れセンター、決算センターの業務上、外国籍の従業員が頻繁に出入国する必要がある場合、一年の訪問ビザを申請できる。大連市に長期滞在する必要がある外国高級管理職員とハイテク人材が1~5 年間有効な外国人居留証及びマルチ就労ビザを申請できる。

 8. 外国投資者が職業教育の訓練機関を設立することを推奨する。外国の投資者が「中華人民共和国中外合作学校運営条例」の規定に基づき、中国の高等教育、職業教育機構と合作し、各種職業技能の人材・国際ビジネス人材・ハイレベルな職業技能人材の教育訓練機関を設立する場合には、国家の法律法規で別途規定した場合を除き、国内その他の職業教育機構と同等な待遇を享受することができる。同時に国家関連部門は積極的にその科学研究及び教育用品の輸入税免除の税収優遇政策について検討中である。中央財政支持条件に適合する実験訓練基地は統一的な援助政策を享受できる。

IV. 優位性産業政策

1. 外国投資者に対し、国家がより重点的に発展させたい現代農業、設備製造業、化学工業、ハイテク産業及び農産物加工業等への投資を積極的に誘導する。関連産業の発展を加速させ、強い競争力を持つ現代的な産業基盤を形成する。国家は上記業界の重大プロジェクトの配置を東北地区に傾斜し、重要技術及びプラントの導入に対し、政策性貸付を支持する。重大なプロジェクトは許可を得た上で、適切に資本金比率を下げる事が出来る。外国投資者が、既に国家の許可を得た国債重大プロジェクトに投資する場合、元の貸付金利優遇、補助及び資本金補助額に変更はない。許可を得れば、その分を中国側国有企業の株券の増加分とすることが出来る。
2. 「大連市外商投資優位性産業目録」に適合する外資プロジェクトは、奨励類外資プロジェクトの輸入税収優遇政策を享受することができる。
3. 多国籍企業が東北地区で独資又は現地の企業、科学研究の機関、大学・高等専門学校と合併で研究開発センターを設立することを奨励する。外国投資の研究開発センターは「国務院輸入設備税収政策の調整に関する通知」及び「国務院弁公庁再公布 経貿部等部門 当分の間外国投資を一層奨励する意見の通知」の関係優遇政策を利用する以外に、審査・許可された外国投資企業の技術センターは、国内で生産できない自社用消耗材、試薬、原型機、見本等について、現在の規定に基づき、関税、輸入増徴税を免除することができる。

V. 金融人材政策

1. 外国投資者に対し中外合併方式で担保機構を設立することを奨励する。中小企業の為に融資担保、情報コンサルティング及び法律支援等のサービスを提供する。

-
2. 「中央対外貿易発展資金」を利用し、サービスアウトソーシングなどの産業の外資誘致を加速する。
 3. 外資系企業株式改造を加速させ、外資株式会社が国内外の資本市場で上場することを推進する。
 4. 外国専門家雇用及び出国育成訓練への出資援助額を増し、条件が揃う部門と企業への広範囲な国際人材の交流と合作を支持する。良質な教育資源を導入し、中外合作学校運営を促進して、教育発展を支持する。市政府は人材導入項目専門資金を設立し、外国の専門家雇用及び出国育成訓練の補助金とする。

1.7.2 大連保稅区主要優遇区政策

I. 關稅政策

1. 区内企業が輸入する生産設備及び自社用機械設備、建築材料及び合理的数量の事務用品等に対し、關稅と輸入増値税を免税する。
2. 国外と保稅区間の貨物取引は關稅と輸入増値税、また輸出入許可書が免除される。

II. 企業經營政策

1. 国内外の經濟法人も自然人も保稅区に投資し、外商獨資、中外合弁または内資企業を設立できる。
2. 国有専門對外貿易会社、生産貿易会社及び輸出入ライセンスを持っている国有大型・中型企業が保稅区で事務所を設立し、保稅区を利用して商品を輸出入することを奨励する。

-
3. 経営範囲においては、加工、貿易、物流、商品展示を一体化する総合会社を設立することが出来る。
 4. 保税区内で保税貨物または非保税貨物を貯蔵する期間の制限はない。

III. 加工貿易政策

1. 区内企業が輸出加工に必要な生産用原材料と部品等を輸入する場合、関税と輸入増値税は免除とし、且つ、税関登録制で核銷・管理し、銀行保証金台帳制度は実施しない。
2. 区内加工型企業は直接区外から原材料、部品を調達できる。加工後通関して輸出することもでき、一部分の製品を直接中国国内へ販売することもできる。
3. 外国から調達する原材料と部品で加工した製品を中国国内販売する場合、外国からの原材料と部品に対して、関税及び輸入増値税を課税する。

IV. 外貨為替政策

1. 区内企業は輸出で獲得した外貨に対して、自己意思で為替決済を実施し、自己意思で人民元に換金することができる。
2. 企業は区内の銀行または区外所在地の外資金融機構で外貨決算口座及び外貨専用口座を開設できる。

V. その他政策

1. 保税区内での各専門化市場を通じて貿易を営む企業に対して、企業の経営状況により、財政補助を与える。

-
2. 税関は区内で展示する商品に対し、仕分けて搬出し、集中通関できる管理方法を実施する。

1.7.3 大連創業パーク主要優遇政策

I. 税収政策

増値税一般納税者が自社開発、生産したソフトウェア製品に対して、2010年までは法定の17%の税率で増値税を徴収する。実際納付された税金の3%を超えた部分は一旦徴収され、すぐに還付され、企業のソフトウェア製品の開発及び拡大再生産に使用する。

II. 関税政策

1. ハイテク企業が生産する製品を輸出する場合、国が輸出を制限する又は別途規定のある製品を除き、輸出関税を免除する。
2. ハイテク企業がハイテク開発のため国内で生産できない機械と設備を輸入する場合、審査部門の許可書類に基づき、税関より審査確認後、輸入関税を免除する。
3. ソフトウェア企業が必要に応じて自社用設備及び契約に基づき、設備に付帯する技術（ソフトウェアを含む）及びそのセット部品、スペアを輸入する場合、「外資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」と「国内投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」にリストアップされている製品以外、関税及び輸入増値税を免除する。
4. 生産型ソフトウェア企業のソフトウェア製品輸出に対して、税金の免除、控除、還付政策を実施する。

III. 賃貸政策

産業センターに認定され、創業パーク A、B 座にある事務所をリースし、面積が 100～300 m²ある留学帰国者及び博士が創設した企業は、入居日からカウントして一年目は 50 m²分の家賃、二年目は 25 m²分の家賃を免除する。賃貸面積が 300 m²以上の場合、一年目は 80 m²の家賃、二年目は 40 m²の家賃を免除する。

IV. 人材政策

創業パークで、ハイテクパークに登録し納税する、情報産業局に認定されたソフトウェア及び情報サービス企業は、ソフトウェア高級人材の専門奨励を申告できる。

1.7.4 大連輸出加工区主要優遇政策

I. 税收政策

1. 加工区企業が加工区内で加工・生産した製品、及び課税対象労働に対する増値税と消費税は免除される。
2. 加工区外（国内の非加工区）から加工区企業の使用のために提供される国産の機械、設備、原材料、包装資材及び必要な合理的な数量の建設物資などは輸出と見なされ、加工区に搬入後直ちに輸出関連の税金還付の手続が行われる。

II. 関税政策

海外から加工区に輸入する貨物に対する関税及び輸入増値税は、次の規定により処理する。

-
1. 区内における生産用インフラ施設の建設プロジェクトに必要な機械設備及び生産工場、倉庫設備の建設に必要な建設物資は免税とする。
 2. 区内企業が生産に必要な機械設備、金型及びそれらのメンテナンス用部品は免税とする。
 3. 区内企業が輸出加工に必要な輸入原材料、部品、包装資材及び消耗材は保税扱いとする。
 4. 区内企業の自家用として合理的な数量の事務用品は免税とする。

III. 加工貿易政策

1. 加工区と海外の間を出入する貨物は輸出受動割当額管理を実行すべき場合を除き、輸出入割当額及び許可書による管理は実施しない。
2. 国家が輸出入を禁止しない貨物及び物品は加工区に搬入して、生産、加工した後、輸出することができる。
3. 技術及び生産設備が製品の要求に達しないという特殊な場合、区内企業は税関の許可を取った上で、製造の過程性加工を区外企業に委託することができる。
4. 加工区内の原材料、部品又は半製品は、区内企業間で譲渡、移転できる。
5. 区内企業は、区外において製品のテスト、検査及び展示活動することができる。
6. 加工区から区外に搬出される貨物に対して、税関は、製品として課税する。

第二章 遼寧省主要港・区域外資企業優遇政策紹介

2.1 營口港

2.1.1 市レベル主要優遇政策

營口市の対外貿易経済協力局が公布する関連政策によって、外資系企業は營口市で下記のような優遇政策を享受できる。

1. 外商と外資系企業に対して、徐々に国民と同じ待遇を提供する。營口市で登録し設立する外資系企業に対し、社会サービスの面において、国あるいは省の特殊規則のある場合を除き、国内企業と同様に対処する。
2. 外資が農業の総合開発、農産物の二次加工及び都市インフラ施設の開発・建設に投資することを奨励する。
3. 国家の「外資産業指導目録」に規定された農業、林業、牧畜業、漁業及び相関工業、軽工業、紡織工業など 18 分野の投資を奨励し、3 年間の土地使用費を免除する。
4. 荒山、荒坂、干潟、荒水などを開発する外資企業には、同レベルの財政部門より農業税、農業特産税を、年ごとに、5 年以内に全額還付する。
5. 外資が生産型合弁、合作及び独立投資企業を新設する場合、経営期間が 10 年以上であれば、生産を始めてから 3 年間に納付された増値税の一部分を同級財政部門より年ごとに 50% の比率にて還付する。
6. 地方工業企業が海外から先進的な専有技術を導入して新製品を開発する場合、相関部門に認定されたら、技術革新基金より支持することができる。新製品を生産開始後、3 年間に納付された増値税の地方収入部分に対して、同レベルの財政より年ごとに還付する。
7. 国に禁止或は制限されるプロジェクトを除き、企業の財産権の一部分或は全部を外資企業に販売できる。橋、道路、埠頭など公共設備の経営権の一部分或は全部を外資企業に有償で譲渡できる。最長期限は 40 年である。
8. 外資企業が都市・鎮の解体の恐れのある家の集中区域の改造プロジェクトに投資する場合、遼寧省政府の提供する優遇政策、營口市の「安居工程」の全ての優遇政策を

享受できる。国務院の 48 建設プロジェクト費用負担を取り消す規定を執行する。四つの地方税（投資調節税、営業税、教育付加税、都市建設税）を、収支二ライン方式（注 1）で徴収次第還付される。

注 1：収支二ライン方式とは、政府部門の代わりに罰金を徴収する機構は、徴収した罰金を全額政府に納めて、運営に必要とされる経費などは別途財政部門から引き受けることである。ここでは、税金を通常通りに税務部門に納め、別の部門から税金を還付してもらう意味である。

これら以外に、外商投資を誘致するため、營口市対外貿易經濟合作局は 2008 年 6 月に「外商投資の奨励に関する若干政策意見」を発表した。主な内容は下記のとおりである。

1. 新設外資プロジェクトは、登録資本率が国家規定の最低比率より 20%以上を超え、かつ外資が規定通りに投資すれば、超過部分の工商登録費用は市管轄プロジェクトに所属する場合は市財政が負担する。市（県）区（園区を含む）プロジェクトに所属する場合はプロジェクト所在地の財政が負担する。300 万米ドル以上の投資は、登録資本金率が 80%を超えれば、全部の工商登録費用は市直轄プロジェクトに所属する場合は市財政が負担する。市（県）区（園区を含む）プロジェクトに所属する場合はプロジェクト所在地の財政が負担する。
2. 既存外資系企業が外資登録資本金を増資する際、増資部分の工商登録費用、驗資費用は市管轄プロジェクトに所属する場合は市財政より負担する。市（県）区（園区を含む）プロジェクトに所属する場合はプロジェクト所在地の財政が負担する。
3. 新設外資プロジェクトは、土地使用权（増資プロジェクトが既存土地面積を占有することを含む）を獲得し、かつ外資が規定通りに投資した場合、3 年以内に納付した土地使用税の 50%を企業に補助して、企業のインフラ建設に使用する。補助資金の拠出は市管轄プロジェクトに所属する場合、市財政より負担する。市（県）区（園区を含む）プロジェクトに所属する場合、プロジェクト所在地の財政が 70%を負担して、市財政は 30%を負担する。
4. 新設外資プロジェクトは利益が出た日より、企業所得税の地方留保分（一般予算収入）から三年間 50%を企業へ補助する。外資系企業増資プロジェクトは増資プロジェクトが生産開始の前年度を基数として、企業所得税の増加部分の地方留保分（一般予算収入）から三年間 50%を企業へ補助する。補助資金の拠出は市管轄プロジェクトに所属する場合、市財政より負担する。市（県）区（園区を含む）

プロジェクトに所属する場合、プロジェクト所在地の財政が70%を負担して、市財政は30%を負担する。

5. 外資系企業は、水源建設工事費、新型壁材料専門基金、消防配置関連費、土地使用登録費、都市臨時道路占用費を免除する。
6. 外資プロジェクトが生産開始後必要とする流動資金は、担保投資会社が優先的に担保し、銀行は優先的に貸付ける。

2.1.2 遼寧（營口）沿海産業基地主要優遇政策

I. 税収政策

1. 基地内で設備製造業、石油化工業、冶金業、船舶製造業、自動車製造業、農業製品加工業の生産販売に従事する、年間製品の売上が総売り上げの50%以上（50%を含む）の増値税一般納税者は、固定資産（寄付及び現物出資を含む）の購入、固定資産を自社作成（拡大、据付を含む、以下同様）する為に購入した貨物または納税すべき労務、融資リース方式で固定資産を取得する際に貸主が「国家税務総局が融資リース業務に流転税を徴収する問題に関する通知」の規定通りに納付した増値税、固定資産のために支払う運賃などの仕入れ増値税は、関連規定に基づき控除できる。
2. 多国籍企業が基地で研究開発センターを設立することを奨励する。外資研究開発センターは国家规定に基づき関連優遇政策を享受できるほか、許可された外資系企業技術センターは、国内で生産できない自社用消耗材料、試薬、サンプルデッキ、サンプル等を輸入する場合、関連規定に基づき、輸入税と輸入増値税を免除できる。
3. 基地に進出してかつ「遼寧省外商投資優勢産業目録」に属する外資プロジェクトは、奨励類外資プロジェクトに対する輸入税収優遇政策を享受できる。
4. 基地に進出した一般性工業企業プロジェクトは、固定資産投資が5,000万人民元～1億人民元のプロジェクトに対して、3年以内に企業が納付した企業所得税の營口市留保分の50%を与える。固定資産投資が1億人民元～2億人民元のプロジェクトに対して、5年以内に企業が納付した企業所得税の營口市留保分の50%を与える。2億人民元以上のプロジェクトはケースバイケースで決める。
5. 基地に進出した一般性工業企業プロジェクトは、固定資産投資が5,000万人民元～1億人民元のプロジェクトに対して、3年以内に企業の高級管理者（10人以内）

が納付した個人所得税の営口市留保分の全部を報奨として与える。固定資産投資が1億人民元～5億人民元のプロジェクトに対して、5年以内に企業の高級管理者（20人以内）が納付した個人所得税の営口市留保分の全部を報奨として与える。5億人民元以上の場合はケースバイケースで決める。

6. 基地内の企業が2年以内に納付した土地所得税の営口市留保分の全部を報奨として与える。固定資産投資が1億人民元以上の場合はケースバイケースで決める。

II. 財政金融政策

1. 基地に進出する企業の建設プロジェクトが金融機構に固定資産投資借款を申請する場合、基地管理委員会は遼寧省「五点一線」沿海経済帯園區産業プロジェクトの利息補助政策を享受できるように積極的に企業に協力する。
2. 省中小企業信用担保センターは基地内の条件に合致した企業に銀行借款の担保を優先的に提供する。
3. 産業基地内の設備製造、原材料加工、精密化学工業、農産品の精加工、紡績、医療薬品など業種の技術革新及びサービスプロジェクトに対して、省レベルの財政は一定の期限内の借款の利子補給を優先的に与える。
4. 産業基地内の対外貿易輸出企業が品質システムの認証、製品の宣伝、国際専門展覧会の参加などで払った費用に対しては省中小企業国際市場開拓資金で重点的な援助を与える。
5. 産業基地内の設立した輸出加工基地企業に重点的援助を与える。知的財産権の購入、輸出製品の進級、新製品の研究と開発、国外における製品の登録及び情報の公布、農産品の開発と栽培などに対しては東北旧工業基地対外貿易発展資金で重点的に援助を与える。
6. 産業基地内のすべての企業（設立中及び新設する企業を含む）に30項の企業関連行政事業性費用を免除する。
7. 産業基地内の工業企業に対し都市インフラ施設関連費用と消防関連費用を免除する。
8. 基地管理委員会は科技型企業の技術創新基金を設立し、専門的に産業基地での科技型企業の技術創出活動を援助する。

Ⅲ. その他政策

1. 基地で地域本部または中国本部を設立する外国の世界トップ 500 社の企業に開業費 50 万人民元の補助金を出す。事務所またはブランチ機構を設立し正常な経営活動を行う場合、開業費 10 万人民元を補助する。
2. 基地に進出する外地銀行及び担保機構などサービス業に対して開業費 20 万人民元を補助する。
3. 基地内の企業が増資する時、一回 1 億人民元が実施されたら、20 万人民元を奨励する。
4. 基地に進出する世界トップ 500 社の企業及び重大産業化プロジェクト、インフラ投資プロジェクト、社会公益事業プロジェクトに対して、ケースバイケースにより柔軟な優遇政策を与える。
5. 基地管理委員会は進出企業の要求によって、基地内の職業教育訓練センターで技術人材と技術ワーカーを教育する。

この優遇政策の実行期限は 2008 年 8 月 1 日～2010 年 8 月 1 日である。

2.1.3 營口高新技术開発区主要優遇政策

I. 投資政策

1. 外資系企業で、固定資産投資の追加に外国側が増資する場合、創新發展基金より 3～5 年の報奨を与える。
2. ハイテクで伝統産業を改造するプロジェクト、技術創新プロジェクト、新設ハイテクプロジェクト、新設公共技術研究開発、科学技術讓渡、技術サービスなど科学技術サポートシステムプロジェクトに、創新發展基金より 3～5 年の報奨を与える。
3. 現代サービスプロジェクトを新設する場合、創新發展基金より 3 年の報奨を与える。
4. 外向的な經濟發展を奨励し、輸出外貨獲得が年間 100 万米ドル以上増加した企業に、創新發展基金より報奨を与える。
5. 所有權取引を通じて、遊休資産活用または生産プロジェクトには、創新發展基金より連続 3 年間報奨を与える。

-
6. 上場企業、技術研究開発センター及び重点実験室を設立する企業、新たに中国ブランド製品を獲得した企業、新たに発明特許を獲得また授権された企業、遼寧省科学技術創出モデル企業と認定された企業には、創新発展基金より報奨または補助を与える。
 7. 企業がハイテク企業と認定されたら、国家の関連政策を享受できる以外に、認定された年度から創新発展基金より連続2年間報奨を与える。

II. 基金政策

營口ハイテクパークはシーズ基金を設立し、優先的に電子情報技術、バイオ及び製薬技術、自動化技術、新材料技術、省エネ環境保護技術などハイテクプロジェクトを支持する。基金は割り当て、有償使用、投資の三方式で使用される。

III. インキュベーション政策

1. ハイテク創業センターに進出する企業は、入居期間中、ハイテクパークが設立した創新発展基金から報奨を受け、技術創新に使用する。
2. 企業は事務所、経営用家屋をリースする場合、1年目は賃貸料が免除、2年目、3年目は賃貸料半減の優遇政策を享受できる。プロジェクト水準及び技術含有量により、更に優遇する可能性もある。
3. 企業は優先的に「科技三項費用」、「シーズ基金」及び「担保基金」を享受できる。

2.2 丹東港

2.2.1 市レベル主要優遇政策

丹東市人民政府が公布する「丹東市人民政府外資への奨励に関する若干政策暫時施規」等の関連政策によって、外資系企業は丹東市で下記のような優遇政策を享受できる。

1. 外商生産性企業が土地を使用する際、政策が許可し、条件が揃う場合は支持を与える。土地使用権を譲渡する際、法律により国家及び省に関連費用を納付また補償配置費用を負担する以外に、投資規模、プロジェクトの性質、就業手配、社会効果などに基づき、市の最低基準価格で優遇を与える。その内、投資規模が500万米ドル以上かつ国家の産業政策に合致し、市の経済を牽引する役割のある大プ

プロジェクト、都市インフラに関連する工事には、当該プロジェクトの土地使用権譲渡金額の20%の資金支援を行う（不動産開発プロジェクトを除外する）。

2. 外資系企業が投資総額内で国産設備を購入する場合、「外商投資産業指導目録」奨励類に符合する外商投資プロジェクトに、国産設備購入額の40%を、設備購入年度が前年度より増加した企業所得税から控除することができる。
3. 市内でのソフトウェア製品開発・生産を奨励する。増値税の一般納税者が自社開発、生産するソフトウェア製品を販売する場合、2010年まで17%の法定税率で増値税を徴収する。実際納付した税金が3%を超えた部分は徴収次第還付し、企業はソフトウェア製品の研究、開発と拡大再生産に使用する。

2.2.2 丹東臨港産業園区主要優遇政策

臨港産業園区で工商登録を行い、かつ投資及び資産合併類のプロジェクト投資が2,000万人民元以上の企業に対し、

1. 投資及び資産合併類プロジェクトに対し、実際固定資産投資額の6%を報奨として与える。一括で5,000万人民元を投資または外商投資単独プロジェクトで入金750万米ドル以上の工業プロジェクトには、6%を報奨として与える以外に、10万人民元を与える。プロジェクトの地価が標準地価より低い場合、3%を与える。プロジェクトが同時に産業園区の企業発展基金を享受する場合、1.5%を与える。
2. 年間500万人民元の納税を実現した本部企業へ、一年以内に区財政が実際に得た財力部分（企業発展基金を控除した後）の10%の一括報奨を与える。
3. 不動産プロジェクトは、土地購入総額の3%の一括報奨を与える。地価が基準地価より低い場合、土地購入総額の1.5%を与える。
4. 国家技術特許を得た自己知的財産権所有プロジェクトは、丹東地区で生産と研究開発企業を設置しておらず、投資額が1,000万人民元以上の企業に対しては、実際固定資産投資額の6%の報奨を与える。プロジェクトの地価が基準地価より低い場合、3%を与える。プロジェクトが同時に産業園区の企業発展基金を享受する場合、1.5%を与える。

2.3 盤錦港

2.3.1 市レベル主要優遇政策

盤錦市人民政府弁公室が公布する投資誘致関連政策によって、外資系企業は盤錦市で下記優遇政策を享受できる。

1. 外商投資プロジェクトは、規定の建築密度（工場など主体建築が使用する土地面積 \geq 総土地面積の30%）及び投資密度（単位固定資産投資 \geq 100万人民元/ム²）で土地使用限度額を確定する。限度額内において、譲渡方式で土地を徵用する際、納付する地方政府土地収益は、外商投資プロジェクト、ハイテクプロジェクトについては受益財政より全額を補助する。その他工業プロジェクトについては50%補助する。リース方式で新たに土地を徵用する際、土地リース代は受益財政より50%を補助する。政府が値段をつけ株式出資する方式で新たに土地を徵用する際、株式換算時に地価を30%値引きする。企業が利益を出す日から5年間、土地出資により形成された国有株は利益配当されず、投資者は最初の価格で買収できる。
2. 新設外資系企業、国内投資工業企業及びエコツーリズム、現代物流など新興第三次産業の企業は、利益が出た日から3年間に納付した所得税の地方留保分及び生産経営日から3年間で納付した増値税の地方留保分を受益財政より全額補助する。
3. 中央の東北旧工業基地を支援する政策に基づき、当市で設備製造業、石油化工業、冶金工業、船舶製造業、自動車製造業、ハイテク産業、軍事用品工業及び農業製品加工業などに投資する企業は、機械設備を購入する際の増値税を控除できる。企業が固定資産償却率を高め、無形資産の償却期間を短縮すること、また研究開発経費を増やし控除の適用範囲を拡大すること、税引き前賃金の控除標準を高めることを許可する。
4. ハイテク企業、輸出外貨獲得型企业（輸出高 \geq 企業当該年度総生産の50%）、固定資産投資が300万人民元以上（300万人民元を含む）の工業企業には、市中小企業信用担保センターが優先的に貸付担保を提供する。市、県（区）両レベル財政は現行財政体制により最高50%の貸付利子補給を提供する。
5. 新設外資プロジェクト、国内投資工業プロジェクト及びエコツーリズム、現在物流など新興第三次産業プロジェクトは、登記、プロジェクト審査、行政許可及び建設中に支払う各種行政費用に関して、国家及び省が徵収するものは、最低額で徵収する。地方留保及び純粋な地方性徵収は、すべて免除する。生産経営において納付する各種行政事業性費用は、すべて最低額で徵収する。

-
6. その他重大設備製造業プロジェクト、農業産業化プロジェクト、インフラプロジェクト、社会公益事業プロジェクト並びその他の市の経済社会発展に強い牽引力のある、または大きな影響のあるプロジェクトについては、ケースバイケースで更に優遇な政策を与えることができる。

2.3.2 盤錦経済開発区主要優遇政策

I. 土地政策

1. 工業用地の優遇譲渡基準価格は 150 人民元/㎡（使用年数 50 年）。開発区産業発展方向に合致する企業に対し、プロジェクトの具体的状況によって異なる土地優遇譲渡価格を提供することができる。
2. 開発区は「七通一平」（通給水、通排水、通電、通信、通路、通ガス、通熱力、整地）のインフラを完備し、標準工場を建てて企業に有償で提供する（リース指導価格は 100 人民元/㎡・年）。上記条件に符合する企業はリース代優遇または延期支払の待遇を享受できる。

II. 補助政策

1. 新設生産型企业に対して、第一経営年度から、5 年間、企業所得税のうち開発区財政部分を全額報奨を与える。その他の新設企業に対して、3 年の報奨を与える。
2. 5,000 万人民元又は 500 万米ドル以上のプロジェクトに対して、開発区管理委員会はプロジェクトの実施地域内の付属施設、付属工事の建設に適当な補助金を与える。
3. 区内の生産型企业の生産規模拡大、技術革新または製品バージョンアップの加速を奨励する。当該年度の固定資産投資、技術革新投入が 500 万人民元以上のプロジェクトに対し、一括で 30-50%の銀行利子補給を与える。補給総額は 50 万人民元を超えない。
4. 区内で研究、開発、応用に投資するハイテク企業には、財政は一定数額の科技三項費用で支援する。
5. 科学技術者が開発区で創業することを奨励する。関連政策に基づき、5~10 万元の創業ベンチャー手当を支給し、区内で著しく貢献した人員には多額の賞金を与える。

2.4 錦州港

2.4.1 市レベル主要優遇政策

錦州市経済技術開発区管理委員会が公布する関連政策によって、外資系企業は錦州市開発区で下記優遇政策を享受できる。

I. 土地政策

1. 工業、商業、居住及び規模土地開発用地の譲渡価格（譲渡金を含まない）は3万人民元/ムー（スタート時の価格）。観光用地の譲渡価格（譲渡金を含まない）は5万人民元/ムー（スタート時の価格）。
2. 当該年度に固定資産投資が300万米ドル以上の外資企業と固定資産投資が3,000万人民元以上の内連企業には、開発区は無償寄付の形で企業に一定額度の土地を提供する。土地費用はまず企業が支払い、その後毎年企業が納付する税金のうち区財政が実際留保する分より返済される。全額還付まで、納税後即還付する。
3. 2003年の土地譲渡金を、開発区がプロジェクト建設の進捗状況によって企業に分割して還付し、同プロジェクトのインフラ整備に用いる。
4. 生態、観賞性農林業に投資するプロジェクトは、リース方式で団体土地使用权を獲得できる。そのリース期間は30年で、最長は50年とする。

II. 財政政策

区内で三種類の財政基金奨励制度、即ち輸出外貨獲得基金、科技援助基金、企業発展基金を設立する。

1. 新設内外資企業は、年間輸出で獲得した外貨が500万米ドルに達する場合、10万人民元を輸出外貨獲得基金として与える。年間輸出で獲得した外貨が1,000万米ドルに達する場合、20万人民元を輸出外貨獲得基金として与える。
2. 観光業、商業、サービス娯楽業のプロジェクトで2,000万人民元以上投資する場合は、営業日から7年間、開発区の実際留保分の営業税税額の50%を与える。
3. 新設物流市場プロジェクトは、投資が2,000万人民元以上の場合、建設後一年間の試営業を許し、二年目から四年目まで開発区の実際留保分の企業所得税税額を、区財政より市場建設会社に100%の企業発展基金で与える。また開発区が実際留

保分の営業税税額の50%を与える。開発区が実際留保する分の不動産税税額の50%を与える。

Ⅲ. 徴収政策

1. 投資する新設プロジェクトの2年間の建設期間内に、区内行政性費用を免除し、区内事業性費用を半減する。
2. 区内でプロジェクトに投資し、建設する投資商は戸籍処理を緩和し、手続き費用を減免する。その子女は、当地居民の子女と同様に九年制義務教育待遇を享受できる。

Ⅳ. 奨励政策

新導入するプロジェクトの仲介組織または仲介者に対し、外資誘致が実現した場合、実現額の5‰(ドル)で即時報奨を与える。規模があり、影響力のある生産型内資プロジェクトには、固定資産総額の2.5‰で一括報奨を与える。開発区の企業誘致に重大な貢献をした仲介者には、海浜マンションまたは別荘を与える。

2.4.2 錦州経済技術開発区主要優遇政策

I. 土地政策

1. 開発区への進出企業に対して、優遇価格で土地を賃貸し、優遇部分を企業の発展支援に利用する。
2. 国家産業政策に合致し投資強度が土地部門の関連規定に適合する、登録資本金1億人民元以上のあらゆる国内生産型企业、又は登録資本金が2,000米ドル以上の外商投資生産型企业が土地を取得する場合、最優遇土地価格を与える。即ち、企業が土地譲渡金を全額納付してから、開発区財政は、その納付した金額に応じて企業に付与し、企業の生産発展に支持する。

Ⅱ. 税収政策

1. 登録資本金が3,000万人民元以上である生産型プロジェクトに対して、生産日から、1年目、2年目に開発区財政が増値税の開発区留保分の70%を企業の発展用に企業へ付与し、3年目、4年目、5年目は同様に留保分の50%を企業の発展用に企業へ付与する。

-
2. 登録資本金が 3,000 万人民币元以上である生産型プロジェクトに対して、運営日から、1 年目、2 年目に開発区財政が営業税の開発区留保分の 70%を企業の発展用に企業へ付与し、3 年目、4 年目、5 年目は同様に留保部分の 50%を企業の発展用に企業へ付与する。
 3. 登録資本金が 5,000 万人民币元以上である総合物流プロジェクト（食糧貯蓄プロジェクトを含まない）に対して、竣工し運営する日から、1 年目、2 年目に開発区財政が営業税の開発区留保分の 70%を企業の発展用に企業へ付与し、3 年目、4 年目、5 年目同様にの留保分の 50%を企業の発展用に企業へ付与する。

2.5 葫芦島港

2.5.1 市レベル主要優遇政策

葫芦島市政府弁公室が公布する投資誘致関連政策によって、外資系企業は葫芦島市で下記のような優遇政策を享受できる。

I. 投資プロジェクト用地政策

1. 最低標準で土地測量費用を徴収する。
2. 土地譲渡金また使用費はすべて現行用地標準の 50%で徴収する。工業用地は分割払いで良く、一回目には 50%を支払い、残りは土地を引き渡した後 3 年以内に支払う。一括で地価を支払う場合、規定価格より 2 割引となる。開発していない土地及び遊休地に関しては、最低価格により土地譲渡金を徴収する。
3. 政府は企業の納税状況により企業に「土地使用補助金」を提供する。政府より直接国土部門に資金を支給し、企業の未払い地価と相殺する。相殺した後、残った分は政府が所有し、不足分は企業が補足する。一括で地価を支払った場合、直接「土地使用補助金」を企業に支給する。
4. 国家の「火炬、攻関、星火」計画などのプロジェクト、国家または省に認定されたハイテクプロジェクトの土地使用価格は、協議を経て特殊優遇政策を実施できる。
5. 政府所有の工業基地をリースし、リース期間が 5 年以上の場合、リース代は一平米あたり 8 人民元で徴収する。土地リース期間中、またはその後、当該土地を買って企業を設立する意欲があれば、基準土地価格の 2 割引で優遇する。

-
6. 国有の遊休工場をリースする場合、一平米毎月 5~8 人民元を徴収する。経営期間が 5 年満了の場合、5 年後に最初の二年間分のリース代を返済する。
 7. 譲渡する工業用地は、最高使用年限が 70 年である。企業は今後、用地性質を変更、あるいは用地を譲渡する場合、関連法律によって手続きを行う。
 8. 企業が土地使用权を得た後、2 年連続で、竣工・生産しない場合、元の批准機関の批准を得て、県レベル以上の人民政府が無償で土地使用权を回収する。
 9. 外商投資プロジェクトの土地使用：ボウリング費（抜地釘樁費）は 5 割引で優遇する。政府コントロール用地の土地占用費を免除し、工事資料档案の保証金を免除する。都市増容費を半減、即ち建築面積により 10 人民元/平米で徴収する。

II. 新設企業への税收政策

1. 固定資産投資面の調達調節税を免除する。
2. 新設する一般企業が納付した増値税地方割合部分に対して、「徴収次第還付する」方法によって、2 年以内に現地財政部門より全額還付する。企業所得税は納付日から、「徴収次第還付する」の方法によって、2 年以内に現地財政部門より全額還付する。
3. 新開発する荒山、荒坂、砂浜、荒水の農業、林業、牧畜業、漁業のプロジェクトに対して、利潤発生時から、1~3 年間は農業特産税を免除する。
4. 外資系企業が工業用地を使用する場合、土地使用費を免除する。

III. 行政管理徴収政策

1. 外資企業の行政事業性費用の徴収は、国家省規定の費用徴収項目標準に基づき実行し、変動の差がある場合、最低額によって徴収する。
2. 外資系企業が使用する工業用地に対して、副食品発展基金を免除する。外資系企業が工場及び生活関連施設を建設する報建費、市政建設総合関連費、緑化費はすべて現地の最低標準の 50%で徴収する。工事資料档案の保証金を免除する。郵電回路費は状況によって適宜優遇する。環境保護技術審査費、建築騒音標準超過排污費を半減する。外商が建設するホテル、レストラン、地下工事、可燃性・爆破性の甲・乙類生産、貯蔵庫については、標準の 50%で消防都市関連費を徴収する。建てた家屋は完成日から 3 年間不動産税を免除する。
3. 外資系企業の水道、電力、通信の施設プロジェクトは下記のような優遇を享受できる。

-
- A. 新設投資企業が必要する水道、電力、通信施設に対して、関連部門は申請を受けた日から着実に組織し、水道容量増加費用は標準に基づき徴収し、建設開発費は標準の 50%にて徴収する。容量増加費用を半減する。企業が電気施設を新設また増加する場合、電力供給側が確認した後、国家関連規定に基づき電力供給企業に新設の電気供給工程の費用を納付しなければならない。電話取付費用と線路設計費用は遼寧省郵便電信局が制定する標準に基づき徴収する。
 - B. 企業電力設備取付工事について、その電力設備を購入する場合、企業は当地電力供給部門と協議して、東北電力ネットの「ネット参入許可書」を持っているメーカーに安全技術標準の要求に合う設備を注文する。工事費用について、企業は国家予算定額標準に基づき工事企業と共同で協議して確定する。

2.5.2 葫芦島ハイテク産業開発区優遇政策

I. 税収政策

1. 各種の減免優遇政策によって減免を享受した後、年間納税総額のうち開発区財政部門に納めた部分が 30 万人民元以下の企業は、3 年間、開発区財政部門に納めた部分の納税額の 10%を企業の発展資金として、企業の発展及び企業の科技創出のために援助される。
2. 各種の減免優遇政策によって減免を享受した後、年間納税総額のうち開発区財政部門に納めた部分が 30 万人民元以上の企業は、3 年間、開発区財政部門に納めた部分の納税額の 20%を企業の発展資金として、企業の発展及び企業の科技創出のために援助される。
3. 各種の減免優遇政策によって減免を享受した後、年間納税総額のうち開発区財政部門に納めた部分が 50 万人民元以上の企業は、3 年間、開発区財政部門に納めた部分の納税額の 30%を企業の発展資金として、企業の発展及び企業の科技創出のために援助される。
4. 各種の減免優遇政策によって減免を享受した後、年間納税総額のうち開発区財政部門に納めた部分が 100 万人民元以上の企業は、3 年間、開発区財政部門に納めた部分の納税額の 40%を企業の発展資金として、企業の発展及び企業の科技創出のために援助される。

-
5. 各種の減免優遇政策によって減免を享受した後、年間納税総額のうち開発区財政部門に納めた部分が 200 万人民元以上の企業は、3 年間、開発区財政部門に納めた部分の納税額の 50%を企業の発展資金として、企業の発展及び企業の科技創出のために援助される。
 6. 各種の減免優遇政策によって減免を享受した後、年間納税総額のうち開発区財政部門に納めた部分が 500 万人民元以上の企業は、3 年間、開発区財政部門に納めた部分の納税額の 60%を企業の発展資金として、企業の発展及び企業の科技創出のために援助される。
 7. 開発区内でのソフトウェア製品の開発を奨励する。増値税の一般納税者が自社開発、生産する又は遼寧省情報産業庁が認定するソフトウェア製品を販売する場合、17%の法定税率で増値税を徴収し、実際納付された税金の 3%を超えた部分は徴収次第還付して企業がソフトウェア製品の研究、開発及び拡大再生産に使用する。

II. 土地政策

1. 開発区工業用地の土地譲渡金を免除して、土地使用権譲渡の総合土地価額を優遇する。
2. 開発区に進出する企業に対して一括払いを奨励する。契約を締結してから 1ヶ月以内に土地譲渡金を全額支払う企業に対して、90%にディスカウントする。三ヶ月以内に土地譲渡金を全額支払う企業に対して、95%にディスカウントする。
3. 固定資産投資額（土地購入料を含まない）が 3,000 万人民元（300 万米ドル）以上の企業に対して、土地費用は標準土地価額の 80%にする。
4. 固定資産投資額（土地購入料を含まない）が 5,000 万人民元（500 万米ドル）以上の企業に対して、土地費用は標準地価の 70%にする。
5. 固定資産投資額（土地購入料を含まない）が 7,000 万人民元（700 万米ドル）以上の企業に対して、土地費用は標準地価の 60%にする。
6. 固定資産投資額（土地購入料を含まない）が 10,000 万人民元（1,000 万米ドル）以上の企業に対して、土地費用は標準地価の 50%にする。
7. 開発区に進出する投資企業は、5 年間の土地使用費を免除する開発区財政援助を与えられる。